

大阪市告示第1576号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月18日

大阪市長 横山英幸

路線名	起 終 点
東住吉区 第2025-02号線	東住吉区矢田5丁目1023番地 同 区 同 1023番地 (別紙参考図参照)

(建設局総務部管財課)